

# 1 申込資格

★申込みに関する基準日は、『入居決定日』現在です。

## 共通の資格 次の①～⑥の全てに該当する方。

- ①申込者本人が三島市内に住所\*又は勤務場所を有すること。  
\*三島市内に住民登録があり、現に三島市内に居住していること。(DV被害者は、別途定めがありますのでご相談ください。)
- ②住宅に困窮していること。  
(現に公営住宅に入居されている方又は居住用の家屋を所有している方は、特別な事由を有する方を除いて申込みできません。)
- ③入居しようとする家族全員の収入の合計が一定基準内であること。(P3～5 参照)
- ④三島市税に滞納がないこと。
- ⑤入居しようとする家族全員が暴力団員\*でないこと。 \*「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員
- ⑥連帯保証人がいること。(独立の生計を営んでる方で、申込者と同等以上の収入がある方に限ります。)  
\*家賃債務保証業者利用可。(保証業者による審査有、要緊急連絡先、保証料がかかります。)

## 家族(2人以上)で申込みをされる方

- 現に同居、又は同居しようとする親族がいること。  
原則として、夫婦(事実婚、婚約中及び県パートナーシップ制度による宣言者を含む)又は親子を主体とした家族であること。
- 夫婦(事実婚を含む)を分離しての申込みはできません。  
\*離婚調停中の方や、公的機関によりひとり親認定又はDV被害者と認定されている方は申込みをすることができます。

## 単身(1人)で申込みをされる方 次の①～⑪のいずれかに該当し、戸籍上の配偶者がいない方。(⑩を除く。)

区分	必要書類
①60歳以上の方	戸籍全部事項証明書
②身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方	身体障害者手帳
③療育手帳(A・B判定)の交付を受けている方	療育手帳
④精神障害者保健福祉手帳(1～3級)の交付を受けている方	精神障害者保健福祉手帳
⑤戦傷病者手帳の交付を受けている方 (恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表の3の第1款症)	戦傷病者手帳
⑥「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」による医療特別手当又は特別手当を受給している方	・被爆者健康手帳 ・医療特別手当証書 ・特別手当証書
⑦生活保護法による保護を受けている方	生活保護受給証明書
⑧中国残留邦人等に対する支援給付を受けている方	支援給付決定通知書
⑨海外からの引揚者で、引揚後5年を経過していない方	永住帰国者証明書
⑩平成8年3月31日までにハンセン病療養所に入所していた方	ハンセン病療養所入所者証明書
⑪配偶者からの暴力による被害者で、次のいずれかに該当する方 ・ 婦人相談所(当該相談所から委託を受けた施設を含む)における一時保護又は婦人保護施設における保護終了後5年を経過していない方 ・ 裁判所へ保護命令を申し立てた方で、その保護命令の効力発生日から5年を経過していない方	・ 婦人相談所長の証明書 ・ 地方裁判所の保護命令決定書

※ 日常生活において、常時介護を必要とされる方でも、適切な介護体制が整い、日常生活に支障のない方は申込みできます。ただし、市営住宅に入居し、日常生活に支障があると認められる場合は、その方の実情に照らし、申込みをお断りすることがあります。

## 条件付き住宅の申込要件

高齢者向け住宅 (シルバーハウジング)	次のいずれかに該当する方 ①60歳以上の単身者 ②世帯全員が60歳以上の世帯 (※ただし、夫婦の場合はいずれかが60歳以上であればお申込みできます。)				
車椅子専用住宅	申込者又は同居者に、常時、車椅子を使用している方がおり、かつ、次のいずれかに該当する方 ※単身者については、1人で生活できる方が対象となります。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>単身用</td> <td>ア. 身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方 イ. 戦傷病者手帳(特別項症～第1款症)の交付を受けている方</td> </tr> <tr> <td>世帯用</td> <td>ア. 身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方 イ. 戦傷病者手帳(特別項症～第1款症)の交付を受けている方 ウ. 療育手帳(A・B判定)の交付を受けている方</td> </tr> </table>	単身用	ア. 身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方 イ. 戦傷病者手帳(特別項症～第1款症)の交付を受けている方	世帯用	ア. 身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方 イ. 戦傷病者手帳(特別項症～第1款症)の交付を受けている方 ウ. 療育手帳(A・B判定)の交付を受けている方
単身用	ア. 身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方 イ. 戦傷病者手帳(特別項症～第1款症)の交付を受けている方				
世帯用	ア. 身体障害者手帳(1～4級)の交付を受けている方 イ. 戦傷病者手帳(特別項症～第1款症)の交付を受けている方 ウ. 療育手帳(A・B判定)の交付を受けている方				
子育て世帯用住宅	同居者の中に、中学校入学前の子どもがいる世帯				